

平成18年度税制改正で
こう変わった

役員給与取扱いの
ポイント



税理士 三輪厚二

平成18年度の税制改正では、役員給与に関する改正がいくつか行われました。いずれも実務的に重要なものですので、参考にしていただき、税務対策につなげていただければと思います。

I 役員給与に対する課税の改正

これまで、役員給与（報酬、賞与、退職給与）に対する課税の取扱い
は、おおむね、①定時定額の報酬は損金算入（ただし過大部分は損金不
算入）、②賞与は損金不算入、③過大と認められる退職給与は損金不算
入と、給与を報酬と賞与、退職給与に区分して規定していましたが、今
年度の税制改正では、これらを区分せず、一括りにして、給与のうち次
のもの（下記1～3）以外は損金の額に算入しない（使用人兼務役員は除
く）とされました。ただし、役員（使用人兼務役員を含む）に対する給
与のうち不相当に高額と認められる部分は、損金の額に算入されません。

1 定時同額の給与

これまで役員報酬とされていた1月以内の期間で定められていた定時
同額の給与です。そのほか、次の給与も定時同額の給与とされています。

①	会計期間開始の日から3月を経過する日までに改定された次の報酬 (イ) 改定前の各支給時期（その事業年度分に限る）における支給額が同 額である定期報酬 (ロ) 改定以後の各支給時期における支給額が同額である定期報酬
②	会社の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由により 改定された場合（減額された場合は①の取扱いはない）における改定前 の各支給時期における支給額及び改定以後の各支給時期における支給額 がそれぞれ同額である定期報酬
③	継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月 おおむね一定であるもの

2 所定の時期に確定額を支給するという定めに基づいて
支給する給与

これまでの、臨時の給与（賞与）として損金不算入とされていた部分
ですが、その内容を事前に税務署長に届け出ること、損金算入が可能
になりました。

なお、届出は給与に係る職務の執行の日とその会計期間開始の日から
3月を経過する日とのいずれか早い日（平成18年4月以後最初に開始す
る事業年度において、このいずれか早い日が施行日（4月1日）から3
月を経過する日以前となる場合は、その3月を経過する日とされていま
す）までに支給内容を届け出なければならず、届出のないものについて
は、損金不算入となります。

3 業務執行役員に対する利益連動給与

いわゆる業績連動型の役員給与ですが、次の要件を満たす場合に限り、
損金算入が認められることとなりました。

- ① 対象
- 非同族会社の業務執行役員に対する給与
- ② 一定の要件とは……
- | | |
|---|--|
| ① | 非同族会社であること |
| ② | 業務執行役員に対する利益連動給与であること |
| ③ | すべての業務執行役員に対して適用されること |
| ④ | 算定方法が、利益に関する指標（有価証券報告書等に記載されているも
のに限る）を基礎とした客観的なもので、次の要件を満たすものである
こと
(イ) 確定額を限度としており、かつ、他の業務執行役員に対して支給す
る利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること
(ロ) 報酬委員会や株主総会の決議、報酬諮問委員会に対する諮問その他
の手続きを経た取締役会の決議、監査役会設置会社における取締役会
の決議による決定、その他これらに準ずる手続きを経ていること
(ハ) (ロ)の決定・手続きが会計期間開始の日から3月を経過する日まで
に行われていること
(ニ) その内容が、有価証券報告書に記載されていることその他一定の方
法により開示されていること |
| ⑤ | 給与が、利益に関する指標が確定した後1月以内に支払われ、又は支払
われる見込みであること |
| ⑥ | 給与を損金経理していること |

II 役員給与の損金不算入制度の創設

特定の同族会社が支給する役員給与については、給与所得控除に相当
する金額が二重に控除される仕組みになっていることから、特殊支配同
族会社（下記①）が支給する一定の役員給与のうち、給与所得控除に相
当する金額（下記②）については、損金の額に算入することができない
とする規定が創設されました。概要は次のとおりです。

- ① 適用対象会社
- 業務主宰役員及びその特殊関係者が株式等の90%以上を有し、かつ、
常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社

② 損金不算入となる金額

業務主宰役員に対する給与の額	損金不算入額
65万円以下	その給与の額(A)×100%
65万円～162.5万円	65万円
162.5万円～ 180万円	(A)×40%
180万円～ 360万円	(A)×30%+18万円
360万円～ 660万円	(A)×20%+54万円
660万円～1,000万円	(A)×10%+120万円
1,000万円超	(A)×5%+170万円

- ③ 適用除外（次のイ又はロの場合）
- イ
- 〔法人の所得金額+業務主宰役員の給与〕
の直近3年間の平均額（基準所得金額）

≤800万円
- 注：会社の所得金額が欠損金額である場合は、業務主宰役員給与から欠損金額を
控除して計算します。
- ロ
- 800万円<基準所得金額≤3,000万円

かつ

$$\frac{\text{業務主宰役員給与}}{\text{基準所得金額}} \leq 50\%$$